

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和七年十二月十六日から令和八年四月十六日までに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

令和七年十二月十六日

奈良県知事 山 下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ桜井

所在地 桜井市大字東新堂五一二番三ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の位置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一五六台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一二二〇台

三 変更年月日

令和八年八月二日

四 届出年月日

令和七年十二月一日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和七年十二月十六日から令和八年四月十六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで